

7月に参議院議員通常選挙を実施予定

第22回参議院議員通常選挙は、7月に投票が行われる予定です。

参議院は3年ごとに、その議員（定数242人）の半数を改選することになっていますが、国内、国外ともに重要な政治課題を抱える中、この選挙は国政を任せる代表者を決定する大切な選挙です。

投票は、鳥取県を一つの選挙区として候補者個人に投票する【鳥取県選挙区選出議員選挙（選挙区選挙）】と全国を一つの選挙区として名簿記載された候補者個人または政党等の名称・略称に投票する【比例代表選出議員選挙（比例代表選挙）】の二つの投票により行われます。投票は、一人ひとりが国政に参加する最もよい機会です。有権者の皆さんは、候補者や政党等の政見やマニフェスト（政策、政権公約）をよく見極めて、貴重な一票を棄権することなく投票しましょう。

今回の選挙に投票できる人

例えば投票日を7月11日（公示日は6月24日）としますと、**平成22年7月12日以前に生まれた人で平成22年3月23日以前から境港市に住居登録をして在住の、境港市の選挙人名簿に登録されている人**です。

・入場券を無くしても投票できます

有権者の皆さんには、あらかじめ投票所の入場券を公示の日から3日間をかけて郵送します。入場券を無くした、または届かない場合でも、投票日に自分の区域の投票所で申し出れば、入場券が再交付され、投票することができます。

投票は午前7時から午後8時まで

投票日には、市内12か所に投票所が設けられます。

有権者の皆さんは、入場券に記載されている投票所で投票してください。投票しやすい時間帯に忘れずに投票しましょう。

投票の順序と方法

投票の順序は、最初に「選挙区選挙」の投票を行い、次に「比例代表選挙」の投票を行います。

◎「選挙区選挙」は投票用紙（薄い黄色）に候補者の氏名を書いてください。

◎「比例代表選挙」は投票用紙（白色）に候補者氏名または政党などの名称・略称を書いてください。

投票用紙を間違えると、大切な一票が無効になりますので注意してください。

投票を忘れずに！



投票日に用事のある人は期日前投票を

投票日に仕事や旅行などで投票所へ行けない人は、公示日の翌日から投票日の前日までの間に期日前投票をすることができます。

期日前投票は、「期日前投票宣誓書」に必要事項を記入するだけで簡単にできます。

期日前投票の時間は、午前8時30分から午後8時までで、投票所は、市役所分庁舎の選挙管理委員会事務局です。

不在者投票

指定された病院や施設に入院・入所中の人は、それぞれの病院や施設の長に申し出れば不在者投票をすることができます。

仕事などで境港市以外の市町村に滞在している場合は、投票用紙を滞在先から境港市選挙管理委員会に請求して、滞在先の選挙管理委員会で投票することができます。

◇問合せ先 選挙管理委員会事務局（☎47-1082）

